

報告事項 2.
一般社団法人環境資源工学会会員について

定款

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会する個人
- (2) 学生会員 政府の認めた大学（大学院を含む）に在学し、本会の目的に賛同して入会する個人
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して入会し、会費を1口納める法人・団体等
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、事業を後援するために会費を2口納める法人・団体等
- (5) 特別会員 本会の目的に賛同して入会し、本会を維持するために、会費を3口以上納める法人・団体等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

(特例会員)

第6条 本会に、特例会員として次の会員を置く。

- (1) シニア会員 満60歳以上で、退会を希望する正会員、または法人会員、賛助会員、特別会員の代表者を辞することを希望するもので、理事会の推薦によるもの。
- (2) 名誉会員 本会に対し特別功労のあったもの、または学識経験者で理事会の推薦によるもの。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

2019年1月3日時点における旧・環境資源工学会在籍会員から、会費を3年以上滞納しておりかつ連絡の取れない者を除いた、

正会員	178名
学生会員	8名
特別会員	10社（組織）

賛助会員 12 社（組織）

法人会員 26 社（組織）

について、それぞれ一般社団法人環境資源工学会の正会員、学生会員、特別会員、賛助会員、法人会員とすることを1月29日に開催された一般社団法人環境資源工学会2019年度第1回理事会において決定した。

なお、法人化に伴い銀行口座を新たに開設し直す必要があり、現在手続きを進めている。新口座の開設が完了次第（2月末を目途）、2019年度の会費を請求させていただきます。

また、定款第6条に定める特例会員は

シニア会員 39名

名誉会員 8名

である。